

こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

<p>犯罪被害にあったとき</p>  <p>犯罪被害者やその遺族の方への無料相談</p> <p>犯罪被害者支援センター 078-341-8227</p>	<p>訴えられたとき</p>  <p>裁判等の当事者対象の無料相談</p> <p>民事・家事事件当番弁護士 078-341-5000</p>	<p>借金・生活</p>  <p>借金による多重債務についての相談</p> <p>神戸 078-341-1717 西播磨 079-286-8222 阪神・伊丹・川西・宝塚 06-4869-7613</p>	<p>高齢者・障がい者相談</p>  <p>高齢者・障がい者についての専門法律相談。来所・出張・電話相談可</p> <p>高齢者・障害者総合支援センター 078-341-0550</p>
<p>逮捕されたとき (当番弁護士制度のご案内)</p>  <p>逮捕された方への当番弁護士派遣のお申込み</p> <p>セ刑事事 刑判事 事判事 判判事 判判事 判判事</p> <p>神戸 078-341-2940 阪神 06-6412-8030 明石 078-360-6056 播磨 079-224-7115 但馬 078-360-8301</p>	<p>法律相談したい</p>  <p>総合法律センター</p> <p>神戸 078-341-1717 西播磨 079-286-8222 阪神・伊丹・川西・宝塚 06-4869-7613 北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波 078-351-1233</p> <p>県下12箇所の相談所での弁護士による一般相談窓口。どこへ相談して良いか分からないという方はまずはこちらへ</p>	<p>住宅でもめているとき</p>  <p>住宅紛争審査会での住宅紛争処理手続きについて</p> <p>問合せ 078-367-3616 申込み 0570-016-100</p>	
<p>仲裁・裁判外の解決(ADR)</p>  <p>紛争解決センターによる和解あっせん制度のご紹介</p> <p>問合せ 078-341-8227</p>	<p>遺言・相続</p>  <p>遺言や相続に関する無料電話相談窓口</p> <p>遺言・相続センター 078-382-4115</p>	<p>中小企業相談</p>  <p>売掛金の回収や事業承継など中小企業にまつわる無料相談窓口</p> <p>ひまわり中小企業センター 0570-001-240</p>	<p>消費者被害にあったとき</p>  <p>商品先物、証券取引、マルチ商法、インターネット取引、欠陥商品、欠陥住宅など、消費者被害に関する専門相談窓口</p> <p>消費者被害救済センター 078-341-1810</p>
<p>労働相談</p>  <p>解雇や雇止め、賃金等の未払いなどでお困りの方のための労働相談窓口</p> <p>総合法律センター又は法テラス兵庫 050-3383-5440</p>	<p>子どもに関する相談</p>  <p>いじめ、体罰、虐待、不登校、校則、少年事件などについての相談(無料)</p> <p>子どもの悩みごと相談 078-341-8227</p>	<p>DV相談</p>  <p>DVとは何かのご説明や、支援の法制度、相談窓口などのご案内</p> <p>総合法律センター又は法テラス DV等被害者法律相談援助制度の申込 0570-079-714</p>	<p>空き家対策支援センター</p>  <p>空き家に関する法律問題に対応できる弁護士の紹介、自治体等での空き家問題セミナーへの弁護士派遣などを行います</p> <p>空き家対策支援センター 078-341-5110</p>

どの窓口かわからない場合でも、まずは、兵庫県弁護士会までお電話ください。

兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオン
Since2001

兵庫県弁護士会館
〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3
TEL:078-341-7061



若者にも高齢者にも住みやすいまち作り

牟礼正稔市長と中上幹雄会長の対談



牟礼正稔市長は、兵庫県庁を退職後、2019年に赤穂市長に初当選されました。
赤穂市は兵庫県と岡山県との県境にあり、将来像実現に向けた4つの柱として、「安心」「快適」「元気」「人」を掲げ、誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまち、自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまち、産業と地域資源を活かした魅力あふれるまち、歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちの実現を目指しています。
牟礼市長より弁護士、弁護士会に向けたメッセージをいただきました。



■赤穂市、赤穂市民と弁護士、弁護士会

中上 本日はありがとうございます。まず、市長から見て弁護士、弁護士会とはどのような存在ですか。

牟礼 市長になってからは日ごろ弁護士の方と直接話をする機会はありませんが、私はもともと兵庫県の職員で、訴訟事務にも携わったことがあるので、弁護士会館にも行ったことがありますし、弁護士の方々にはいろいろとお世話になったことがあります。私からすると弁護士さんや弁護士会さんは遠い存在ではないです。

また、赤穂市は神戸市内の法律事務所と顧問契約を結んでいますので、職員はよく法律相談させていただいて、様々なサジェスションをいただいています。

中上 ありがとうございます。

ところで、市の職員のような自治体の執行側が顧問弁護士に相談されることは別に、広く市民が法律相談を希望した場合、市民に対しては弁護士会を紹介していただくことにより顧問弁護士と弁護士会の棲み分けができるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

赤穂市には現在4万5000人の市民がいますから、兵庫県弁護士会約1000人の弁護士でお手伝いできればと思っています。

牟礼 そうですね、赤穂市としては顧問の弁護士に相談しますが、弁護士会さんから別の弁護士を紹介してもらって、市と対立関係になりえる赤穂市民の方々にはそちらに相談に行ってもらうべきですね。市民の方々にも色々な形で弁護士の方と話ができる機会を持っていただくべきだと思います。



現在赤穂市は30分6枠の法律相談を月2回実施していますがほとんど枠が埋まっていると聞いていますので、市民の皆様もいろいろと困っていて、法律相談をしたいんだということを実感します。

■不動産の活用と弁護士会との情報共有

中上 西播磨全体に言えることですが、不動産をいらないという相談が増えていると感じます。中心地であれば土地の価値も高く相続人で取り合いになりますけど、赤穂市を含めた兵庫県の西や北の方に行くくと相続人の誰も欲しがらずに不動産の押し付け合いになっていますね。

牟礼 確かに近年は市に土地を寄贈したいというケースがありますね。最初の頃は市内の不便な場所なので市の職員もお受けしないという対応をしていました。しかし、最近は道路に面した立地の良い不動産を無償で寄贈したいと言った話もあります。理由を聞くと、将来いらないから、と。市民からの寄贈の申し出はここ数年増えた気がしますね。

中上 将来引き継いでくれる若い人がいないことが問題でしょうか。もっとも、個人の小さな田んぼ単体だと売りにくいですが、今は農業法人もありますし広大な土地であれば需要があるのではないのでしょうか。それには行政が音頭を取って欲しいと業者から耳にすることもあります。

牟礼 土地の問題で困っている市民から寄贈を受けて将来活用し転売するなどして不要な土地を生き返らせることができますね。赤穂市としても今後色々やっていると考えています。1つ土地を寄贈してもらって、その土地の周辺も手放したいという話になれば、そこに広大な土地が生まれ産業を誘致することが可能になりますね。

中上 弁護士は市民の相談を最前線で聞いていますので、この市民の悩み・困りごとをどうやって行政に伝えるか、これも弁護士の仕事ですね。他にも空き家の相談も多いです。

牟礼 私が市民から意見を聞こうとしても特定の市民の声が聞こえることが多く、広く一般市民の声はなかなか聞こえてきません。相続等で困っている市民が多いとお聞きするのですが、土地を手放したい、子供の代に迷惑をかけないうちに整理しておきたい、ということなんだろうと感じます。

空き家については、兵庫県に空き家特区条例を作ってもらいました。これまでは市街化調整区域だと家を買って10年間は建て替えることができませんでしたが、これが緩和されます。今市内のどこにこれを適用するか検討中です。これで空き家も今後は活用できるようになると考えています。

■災害協定について



中上 赤穂市の施策には「災害に強い安全で強靱なまちをつくる」という方針がありますが、平時にはどのような取り組みをされていますか。

牟礼 災害時には、崩壊した建物や相続など色々な問題が出てきます。復旧しようにも所有者不明土地があると工事が進まない。何に着手するにもまずは地籍調査をしなければならぬので今この担当を増員中です。その結果、赤穂市だけの事業だけでなく、県や国の事業もやりやすくなります。弁護士の先生にも手伝っていただければもっと効率よく進むと思います。

災害が起こると混乱が生じるので、行政が一市民を救済するという事はなかなか難しく、専門家に助けていただく必要があります。特に二重ローンや支援金の問題等でも専門家の方に支援していただけるとありがたいです。災害が起こると混乱するので、事前に準備しておくことは大切です。

中上 弁護士会は、法律相談以外にも色々しており、災害に備えて県内自治体との災害協定の締結に取り組んでい



ます。これは、自然災害が発生した場合に、弁護士による相談や有益な法的情報の提供等について県内自治体と連携協力すると共に、災害に備えて平時から連携強化に努めることを内容とするものです。本年4月以降だと姫路市と調印しましたし、明日は洲本市に調印をしに行きます。赤穂市においても、災害協定について担当部署で協議していただけたらと思います。

牟礼 弁護士会との連携協定は前向きに担当部署で検討して話をしたいと思います。兵庫県弁護士会と姫路市との提携の話は知っていましたが、赤穂市との提携についての話は今日中上会長から話を聞くまで知りませんでした。いつ災害があるかわかりませんし、日ごろから連携を取っていないと、急に手伝ってくださいと言っても間に合わない。準備をしておかないといけませんね。

中上 兵庫県弁護士会は約1000人の会員がいますのでマンパワーもありますし、各分野に長けた弁護士もいます。また、兵庫県弁護士会の中でも姫路支部は赤穂市と距離的に近く、一番接点がありますので、地域の実情に応じた対応は姫路支部でも頑張らせていただきます。連携協定について、ご連絡をお待ちしております。

本日は長時間ありがとうございました。



対談後記



兵庫県弁護士会 2022年度副会長 田村 貴司

中上会長が姫路支部から初めて選出されたこともあり、本年は、政策集にもありましたとおり、兵庫県西部にも本会のプレゼンスを示したいと考えております。

今回は赤穂市の牟礼市長の貴重なお時間を頂戴し、一部ではありますが、赤穂市の実情、ニーズを教えていただくとともに、牟礼市長には本会の取り組みをお伝えすることができたのではないかと考えております(なお、本対談の翌日、早速、赤穂市の担当部署から、災害連携協定について御連絡をいただくことができました)。今後も様々な機会を通じて本会の活動を広く社会に伝えていきたいと考えています。